

市第 153 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（  
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「除く。」の次に「第12条及び」を加える。

第 6 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支  
援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）にお  
いては、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設  
備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等  
を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全  
に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設におけ  
る安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という  
。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければ

ならない。

- 2 児童福祉施設においては、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターにおいては、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設においては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 6 条の 4 児童福祉施設においては、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターにおいては、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 9 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第12条 児童福祉施設においては、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設においては、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設においては、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うよう努めるものとする。

第12条の 2 の見出しを削り、同条第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第84条に次の 1 項を加える。

10 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）第 3 条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第91条に次の 1 項を加える。

2 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第 6 項中「乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）第 3 条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 9 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業

所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防

止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の 2 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設においては、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設においては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の 3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

## 第44条 削除

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第4条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中ケをサとし、クの次に次のように加える。

ケ 子どもの通園、園外における学習等のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いてケに規定する所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

附則に次の1項を加える。

6 第3条第5号アの規定により認定こども園に置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看

護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園に勤務する保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項の表中

「

第12条	児童福祉施設の長	認定こども園法第14条第 1 項の園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童に対し法第47条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第 3 項	法第47条第 3 項
	当該児童	当該園児

」

を

「

第12条第 1 項	利用者に対する支援	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
-----------	-----------	---------------------------------------

」

に、

「

教育及び保育（満 3 歳未満の園児

については、その保育。以下同じ  
。) 並びに子育ての支援

」

を

「

教育及び保育並びに子育ての支援

」

に、

「

園長

」

を

「

認定こども園法第14条第1項の園  
長

」

に改め、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に、「同条  
ただし書」を「同条第2項」に改め、「便所」の次に「と、同  
項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職  
員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」  
と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であ  
って」」を加える。

附則に次の2項を加える。

- 10 第6条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、  
1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師

、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考 1 に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

11 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 6 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければ

ならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策

定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第3項中「修了したもの」の次に「(放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。)」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制

で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第47条及び第59条の改正規定、第3条中横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定入所施設等基準条例」という。）第44条の改正規定並びに第6条中横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第13条の改正規定並びに第7条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の

規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第 6 条の 3（保育所に係るものを除く。）、第 2 条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第 41 条の 2（新指定通所支援基準条例第 55 条の 6、第 59 条、第 71 条、第 78 条、第 78 条の 3、第 81 条、第 81 条の 9 及び第 89 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の規定による改正後の指定入所施設等基準条例（以下「新指定入所施設等基準条例」という。）第 38 条の 2（新指定入所施設等基準条例第 58 条において準用する場合を含む。）及び第 8 条の規定による改正後の横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新放課後設備基準条例」という。）第 6 条の 2 の規定の適用については、新設備運営基準条例第 6 条の 3 第 1 項、新指定通所支援基準条例第 41 条の 2 第 1 項、新指定入所施設等基準条例第 38 条の 2 第 1 項及び新放課後設備基準条例第 6 条の 2 第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第 6 条の 3 第 2 項、新指定通所支援基準条例第 41 条の 2 第 2 項、新指定入所施設等基準条例第 38 条の 2 第 2 項及び新放課後設備基準条例第 6 条の 2 第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第 6 条の 3 第 3 項、新指定通所支援基準条例第 41 条の 2 第 3 項及び新放課後設備基準条例第 6 条の 2 第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認等に係る経過措置）

3 新設備運営基準条例第 6 条の 4 第 2 項の規定の適用については

、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターにおいては、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

- 4 前項の規定は、新指定通所支援基準条例第41条の3第2項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3及び第81条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の横浜市認定こども園の要件を定める条例（以下「新認定こども園要件条例」という。）第3条第10号コ及び第6条の規定による改正後の横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（以下「新家庭的保育設備基準条例」という。）第7条の3第2項の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定通所支援基準条例第41条の3第2項	、保育所及び児童発達支援センター	、指定児童発達支援事業者
	児童	障害児
	保育所及び児童発達支援センターにおいては	指定児童発達支援事業者は

新認定こども園要件条例第3条第10号コ	保育所及び児童発達支援センター	認定こども園
	児童	子ども
新家庭的保育設備基準条例第7条の3第2項	、保育所及び児童発達支援センター	、家庭的保育事業者等
	児童	利用乳幼児
	保育所及び児童発達支援センターにおいては	家庭的保育事業者等は

### 提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(非常災害の対策)

第 6 条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。第 12 条及び第 13 条第 2 項において同じ。）においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

(第 2 項省略)

(安全計画の策定等)

第 6 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）においては、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設においては、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターにおいては、児童の安全の確

保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 児童福祉施設においては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 6 条の 4 児童福祉施設においては、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターにおいては、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 9 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし

、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)  
(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- 第 12 条 児童福祉施設においては、感染症、非常災害等の発生時に児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第 47 条第 1 項において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条に条第 3 項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な  
において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他そのに従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
権限を濫用してはならない。

- 2 児童福祉施設においては、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設においては、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 12 条の 2 障害児入所施設等においては、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(衛生管理等)

- 第 13 条 (第 1 項省略)

- 2 児童福祉施設においては、感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(職員)

第 84 条 (第 1 項から第 9 項まで省略)

- 10 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）第 3 条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)

第 91 条 (第 1 項省略)

- 2 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

附 則

(第 1 項から第 5 項まで省略)

- 6 乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(第 7 項省略)

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(従業者の員数)

第 6 条 (第 1 項から第 8 項まで省略)

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等 (横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例 (平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号) 第 3 条に規定する家庭的保育事業所等 (居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)) をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条 （第 1 項から第 8 項まで省略）

9 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（安全計画の策定等）

第 41 条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 41 条の 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第 47 条 削除  
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第 3 項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

（従業者の員数）

第 56 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる

ときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第59条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項、第3項第1号及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条—  
第47条—並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第38条第6号」と、第19条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項（第1号を除く。）」と、第24条第2項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第21条の5の4第3項第2号に掲げる額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「第2号及び第3号に掲げる費用」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「前号」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

( 従業者の員数 )

第 63 条 ( 第 1 項から第 3 項まで省略 )

4 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

( 準用 )

第 81 条の 9 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条 ( 第 4 項及び第 5 項を除く。 ) 、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項、第 42 条から第 46 条まで、第 48 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条まで及び第 70 条の 2 の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 81 条の 8」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 81 条の 7 第 1 項」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 81 条の 7 第 2 項」と、第 27 条第 1 項、第 28 条 ( 第 3 項及び第 9 項を除く。 ) 及び第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

( 準用 )

第 89 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条 ( 第 4 項

及び第 5 項を除く。) 、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条第 2 項、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項、第 42 条、第 44 条から第 46 条まで、第 48 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条まで、第 70 条の 2 及び第 81 条の 6 から第 81 条の 8 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 89 条において準用する第 81 条の 8」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 89 条において準用する第 81 条の 7 第 1 項」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 89 条において準用する第 81 条の 7 第 2 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 44 条第 1 項中「運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第 89 条において準用する第 81 条の 8 の運営規程の概要、従業員の勤務の体制」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 81 条の 6 中「又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族」とあるのは「、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（安全計画の策定等）

第 38 条の 2 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設においては、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設においては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 38 条の 3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第 44 条 削除  
指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第 3 項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るとき

は、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用して  
はならない。

横浜市認定こども園の要件を定める条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（法第 3 条第 1 項の要件）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする  
。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

（アからクまで省略）

ケ 子どもの通園、園外における学習等のための移動その他の  
子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗  
車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握  
することができる方法により、子どもの所在を確認すること  
。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席  
並びにこれらより 1 列後方に備えられた前向きの座席以外の  
座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程  
度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを  
除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーそ  
他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これ  
を用いてケに規定する所在の確認（子どもの降車の際に限る  
。）を行うこと。

サ  
ケ （本文省略）

(第 11 号省略)

附 則

(第 1 項から第 5 項まで省略)

6 第 3 条第 5 号アの規定により認定こども園に置かなければなら  
ない保育士登録を受けている者については、当分の間、1 人に限  
って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師  
(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。た  
だし、満 1 歳未満の子どもの数が 4 人未満である認定こども園に  
ついては、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置  
し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども  
園に勤務する保育士登録を受けている者による支援を受けること  
ができる体制を確保しなければならない。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設  
備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

(

上段	改正案
下段	現 行

)

(児童福祉施設基準条例の準用)

第 14 条 児童福祉施設基準条例第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第  
1 項、第 3 項及び第 4 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条から第  
12 条まで、第 14 条 (第 4 項ただし書を除く。)、第 19 条、第 20 条  
第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 42 条第 7 号、第 43 条 (後段を除く  
。)並びに第 48 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準  
用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設  
基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右  
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)		
第12条第1項 第12条	児童福祉施設の長	認定こども園法第14条第1項の園長 (以下「園長」という。)
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項	法第47条第3項
	当該児童	当該園児
	利用者に対する支援	園児の教育及び保育 (満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
(省 略)		
第20条第1項	援助	教育及び保育 (満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。並びに子育ての支援。)
(省 略)		
第48条	保育所の長	認定こども園法第14条第1項の園長
	(省 略)	

- 2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の

見出し中「社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第 1 項中「他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「当該社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第 2 項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 6 項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

附 則

(第 1 項から第 9 項まで省略)

- 10 第 6 条第 3 項の表備考 1 に定める者については、当分の間、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である

幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考 1 に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 11 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する  
条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（安全計画の策定等）

- 第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等と併せて設置されるときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 13 条 削除  
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 (第 1 項省略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 削除  
特定教育・保育施設 (幼保連携型認定こども園又は保育所に限る。) の長たる当該特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に  
関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を  
図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健  
全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所  
外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活  
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓  
練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項に  
ついての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全  
計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について  
周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなけれ  
ばならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保  
護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく  
取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行  
い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での  
活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車  
を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の  
利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者

の所在を確認しなければならない。

(職員)

第 10 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して 1 年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。）でなければならない。

(第 1 号から第 10 号まで、第 4 項及び第 5 項省略)

(業務継続計画の策定等)

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 (第 1 項省略)

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員 必要な に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 措置を講ずる 並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(第 3 項省略)